

南区役所タブレット端末賃貸借（リース）仕様書

1 件名

南区役所タブレット端末賃貸借（リース）

2 概要

本仕様書は、インターネット Wi-Fi 接続環境で使用するタブレット端末の賃貸借について記載する。詳細については、後述する各内容を参照すること。

3 賃貸借期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日までの60ヶ月間

4 対象機器

10.9 インチ iPad Wi-Fi モデル 64GB 第10世代 13台

5 設置場所

堺市南区桃山台1丁1番1号 堺市南区役所

6 調達範囲

- (1) 項番4「対象機器」に記載の機器の賃貸借（リース）
- (2) 賃貸借期間終了時の機器の搬出、運搬

7 納入機器等の条件

本調達により納入する機器等の条件は以下のとおりとする。

- (1) 未使用品であること。

8 機器等の納入

- (1) 機器の運搬、搬入、設置等に必要な一切の諸経費については、賃貸借（リース）費に含むこと。
- (2) 納入日について、事前に発注者へ連絡し承諾を得ること。また、発注者の指示に従って納入作業を実施すること。
- (3) 納入機器の当初不良に関しては、速やかに代替機（本仕様の要件をすべて満たすもの）を無償で提供すること。

9 納入期限等

納入機器は、賃貸借期間開始までに納入すること。

10 動産保険

本調達により納入した機器について、賃貸借契約期間中、受注者の負担により、動産保険に加入すること。

11 賃貸借期間終了後の取り扱い

- (1) 導入時に梱包されていた箱や添付品の一式の返却は必要としないこと。
- (2) 撤去等にかかる一切の経費は賃貸借（リース）費に含むこと。

12 賃借料の支払い

本業務に係る受注者に支払うこととする。

13 賃借料以外の費用負担

発注者は、契約書に定める以外の費用は一切負担しない。

1 4 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。

1 5 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議のうえ解決するものとする。
- (3) 別紙1「暴力団等の排除について」に記載の事項について、遵守する